

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした 大雪により被災されたみなさまへ

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられた方に対して、次のとおり被害の状況に応じた県税の減免措置を講ずることになりました。

1 対象者

県税の課税地又は住所地が災害救助法適用地域にある者のうち、財産等に甚しい被害を受けたもの

2 減免する税目及びその範囲

(1) 減免する税目

個人事業税、不動産取得税及び自動車税（種別割）

(2) 減免する範囲

ア 個人事業税及び自動車税（種別割）

令和6年度までの各年度分のもの

イ 不動産取得税

災害時までに取り得した不動産に係るもの

ただし、いずれの税目についても、納付済みのものについては適用になりません。

3 減免の手続

被災証明等の証明書を添付して地域県民局県税部に申請してください。

※ この減免措置のほか、次のような制度がありますので、詳しくは最寄りの地域県民局県税部にお問い合わせください。

- (1) 災害により申告や納税の期限までにこれらの行為ができないときは、申請により申告や納税の期限を延長する制度
- (2) 災害により県税を一時に納付することができないときは、申請により県税の徴収を猶予する制度

青森県・地域県民局県税部